

○佛教大学研究倫理指針

(目的)

第1条 佛教大学は、学則第1条に基き、仏教精神により人格識見高邁にして、活動力ある人物の養成を目的とし、人類福祉の増進に邁進することを使命としている。

本学は、この使命を達成するために、研究の信頼性と公正性を確保するとともに、教育・研究の成果を広く世界に発信・還元していく。

そのために、研究者に求められる行動・態度の倫理的規準を定める。

(定義)

第2条 「研究者」は、本学の専任職員および本学において研究活動に従事する者をいう。

但し、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準じるものとする。

2 「研究活動」は、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為、およびそれに付随するすべての事項をいう。

3 「研究成果の発表」は、自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を発表するすべての行為をいう。

(研究の責任体制)

第3条 研究活動における不正行為、競争的資金等研究費の不正使用を防止するための学内責任体制を以下のとおりとする。

- (1) 学長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 副学長を統括管理責任者とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高責任者に報告する。
- (3) 研究推進機構長を研究倫理教育責任者とする。研究倫理教育責任者は、研究活動に関わるものを対象に研究倫理教育を実施する。
- (4) 研究推進機構長をコンプライアンス推進責任者とする。コンプライアンス推進責任者は、研究費の不正使用にかかる具体策の実施および不正防止にかかる研修の受講管理・指導を運営・管理に関わる全ての構成員に対して実施する。
- (5) 学部長および研究推進部長をコンプライアンス推進副責任者とする。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者と連携して適正な研究費管理に努める。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、いかなる場合にも研

究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第5条 研究者は、常に自己を研鑽し、自己の専門研究を推し進めるとともに、他分野の専門研究を尊重しなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等な協力者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、学生が研究活動にかかわるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中は常に進捗状況の自己点検を行ない、適切な時期に途中経過報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第6条 研究者は、科学的且つ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(説明と承諾)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行なう場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の自発的で明確な同意を得なければならない。

- 2 研究者は、提供者の同意を得ることが難しいと判断される場合は、本人に代わる者からの同意を得なければならない。
- 3 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も第1項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、個人情報の取扱いについて、関係法令および佛教大学個人情報の保護に関する規程を遵守し、利用目的の明確化、情報の管理等、適正な取扱いに努めなけれ

ばならない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、本人の同意なしにこれを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用および管理)

第9条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。保存期間について、法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、材料等の適正使用)

第10条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等および材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理と適正使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表における責務)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、発表することが要請されている。但し、知的財産権等の取得およびその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとすることができる。

- 2 研究者は、他者の研究成果を自己の研究成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究成果の発表にあたっては、他者の知的財産の侵害、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。
- 5 研究者は、研究成果の発表にあたっては、適切且つ誤解の生じない引用をしなければならない。
- 6 不正な行為が生じた場合の対処、審理ならびに裁定に係る手続きに関する事項は別に定める。

(研究費の取扱における責務)

第12条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、学校法人佛教教育学園経理規程、当該研究費の関係規程等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の実態を正確に記載しなければならない。

(著者・共著者の考え方)

第13条 研究成果の発表にあたっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価にかかわるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の学問的良心に基き評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(佛教大学の責務)

第15条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。

2 本学は、本指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。

3 本学は、研究に関して、本指針に抵触する扱いを受けた者および本指針に反する行為があることを知った者からの苦情、相談等に対応する。

4 前3項の目的を達するため、佛教大学研究公正委員会を設置する。

5 佛教大学研究公正委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第16条 本指針に関する事務取扱は、研究推進部学術支援課がこれにあたる。

(改廃)

第17条 本指針の改廃は、研究公正委員会および各学部教授会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 本指針は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 本指針は、平成22年4月1日から改正施行する。

第3条 本指針は、平成24年4月1日から改正施行する。

第4条 本指針は、平成26年7月15日から改正施行する。

第5条 本指針は、平成27年4月1日から改正施行する。

第6条 本指針は、令和4年4月1日から改正施行する。